

利島村一般廃棄物焼却施設

整備基本計画書

【概要版】

令和4年2月

利 島 村

(6)敷地条件

1) 地理的条件

「富士箱根伊豆国立公園(伊豆諸島地域)(自然公園法)

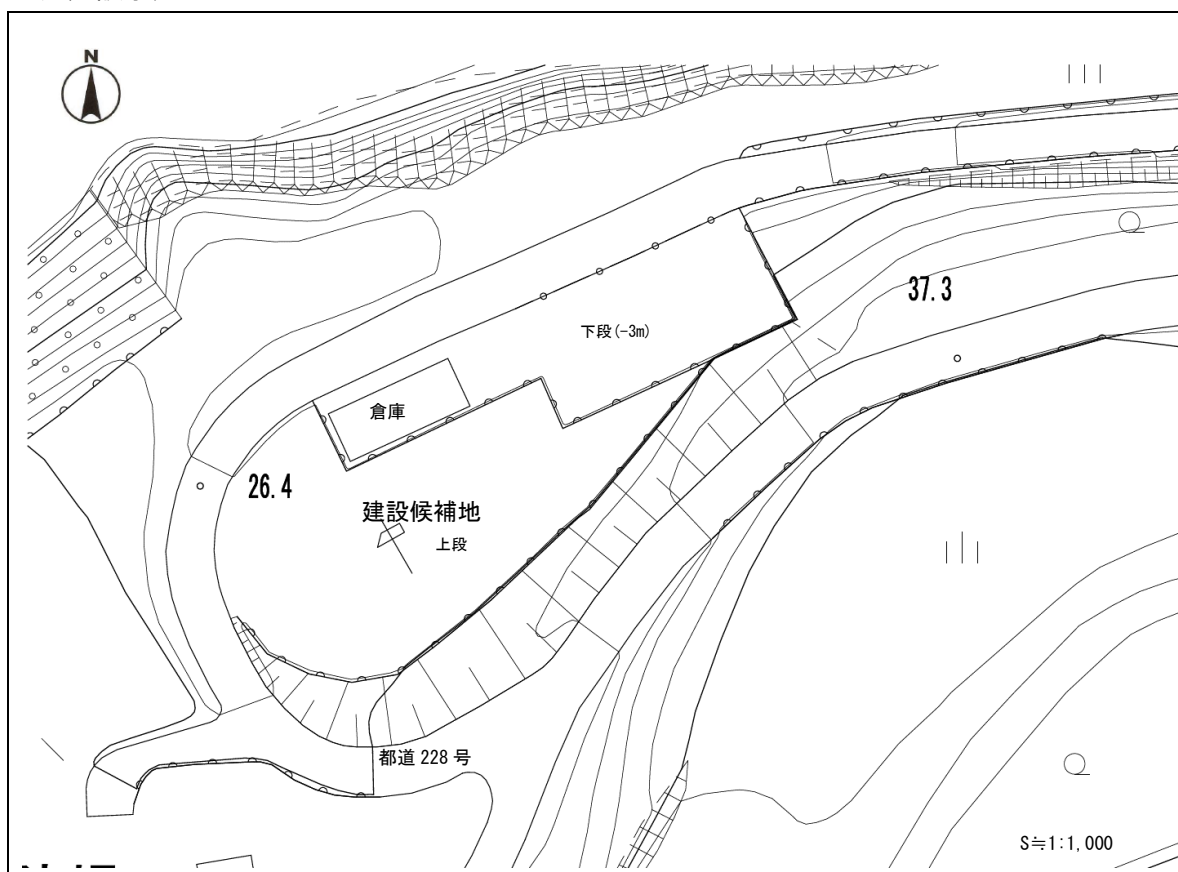
2) 都市計画事項

都市計画区域外

3) 主要な法規制条件

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 適用外
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 適用
- ・離島振興法 適用
- ・自然公園法 適用
- ・東京都建築安全条例 適用
- ・労働安全法 適用
- ・利島村簡易水道給水条例 適用
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法 適用
- ・ダイオキシン類特別措置法 適用

4) 建設予定地



出典：「東京都縮尺 1/2,500 地形図 平成 23 年度版」

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して完成したものである。

(承認番号) 3 都市基交著第 170 号)

2. 計画主要目

(1) 処理対象物

1) 施設規模

小型焼却炉 190 kg/h (1,520 kg/日) × 1 炉

2) 計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分	%	59.0	42.5	25.7
	灰分	%	6.0	5.4	4.6
	可燃分	%	35.0	52.1	69.7
	合計	%	100.0	100.0	100.0
単位体積重量		kg/m ³	195	137	79
低位発熱量		kcal/kg	1,600	2,800	4,000
		kJ/kg	6,750	11,840	16,880
元素組成	炭素	%	17.20	26.65	37.40
	水素	%	2.52	3.88	5.44
	窒素	%	0.39	0.30	0.00
	硫黄	%	0.03	0.05	0.09
	塩素	%	0.38	0.28	0.00
	酸素	%	14.48	20.94	26.77
	合計	%	35.00	52.10	69.70

(2) 搬出入車両

搬入出車両種別	新施設への搬入出車両
ごみ収集車両 (委託)	深ボディ車 (2t 車) × 1 台 軽貨物車 × 1 台
直接搬入車両 (一時的に多量に発生する場合)	自家用車 (普通自動車、軽トラック)
燃料、薬品等搬入車両 (島外より)	軽自動車
焼却主灰搬出車両、飛灰処理物搬出車両	4t 車 (フレコンバッグ詰め 4 袋) コンテナで 2 台分を同時に島外搬出

(3) 稼働時間

1 日 8 時間

(4) 公害防止基準

(1) 排ガス基準値 (煙突出口)

項目	基準値 (O ₂ 12%換算値)
①ばいじん濃度	0.15mg/L 以下
②硫黄酸化物濃度	K 値 8 以下
③塩化水素濃度	700 ppm 以下
④窒素酸化物濃度	250 ppm 以下
⑤ダイオキシン類濃度	5 ng-TEQ/m ³ N 以下
⑥一酸化炭素	30 ppm 以下 (4時間平均値)
⑦水銀濃度	30 μg/m ³ N 以下

(2) 騒音基準値 (敷地境界)

時間区分	朝 6:00~8:00	昼間 8:00~19:00	夕 19:00~23:00	夜間 23:00~6:00
基準値	60 dB 以下	70 dB 以下	60 dB 以下	45 dB 以下

(3) 振動基準値 (敷地境界)

時間区分	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
基準値	65 dB 以下	60 dB 以下

(4) 悪臭基準値 (敷地境界)

項目		基準値(第三種区域)
敷地境界線		臭気指数 13 以下
煙突等気体排出口		
排出口の高さ 15m 未満	排出口の口径 0.6m 未満	臭気指数 35
	同上 0.6m 以上 0.9m 未満	臭気指数 30
	同上 0.9m 以上	臭気指数 27
排出口の高さ 15m 以上	排出口の高さ周辺建物高さの 2.5 倍未満	$qt=549 \times He^2$
	同上 2.5 倍以上	$qt=566/F_{max}$
排水		臭気指数 29

(5) 排水基準値

排水についてはクローズドシステムとする。

(6) 焼却灰

項目	基準値
熱しゃく減量	10 %以下 ※乾灰
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

(7) 飛灰処理物（溶出量基準）

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウムまたはその化合物	0.09 mg/L 以下
鉛またはその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロムまたはその化合物	1.5 mg/L 以下
砒素またはその化合物	0.3 mg/L 以下
セレンまたはその化合物	0.3 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

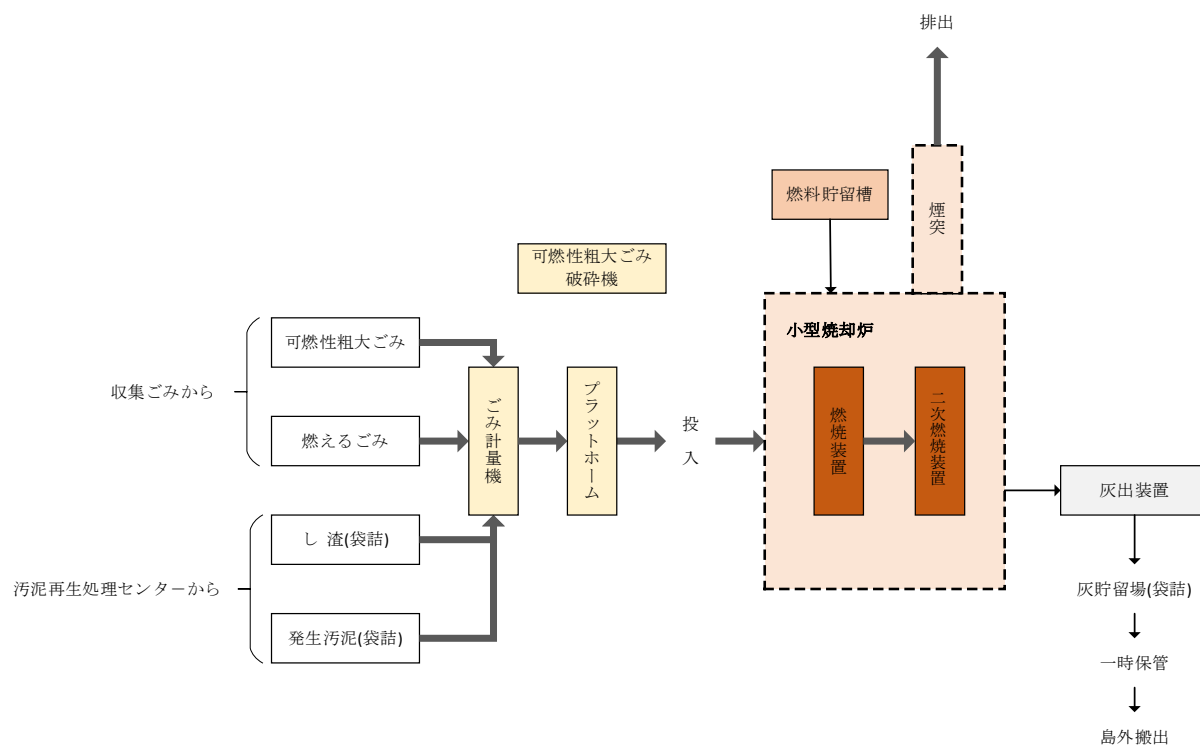
(8) 飛灰処理物（含有量基準）

項目	基準値
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

(9) 主灰・飛灰受入基準（東京都島嶼町村一部事務組合受入基準）

項目	基準
搬入対象町村	大島一般廃棄物管理型最終処分場は、大島町、利島村、新島村及び神津島村八丈島一般廃棄物管理型最終処分場は、三宅島、御蔵島村、八丈島及び青ヶ島村
受入基準	熱しゃく減量は10%以下であること。 含水率は30～40%程度であること。 特別管理一般廃棄物でないこと。 飛灰はキレート処理やセメント固化等の金属溶出防止処理を施すこと。 固化していないこと。 金属等の異物が混入しないように、予め確認すること。
不燃物等	汚泥処理に伴って発生した沈砂は、予め洗浄した上で、金属等の不純物を除去すること。
搬入時荷姿	反転フック付きで、埋立作業中に破損する恐れのない、丈夫な仕様のフレコンバッグを用いること。 フレコンバッグは木製もしくは樹脂製のパレットに積載すること。 原則としてコンテナ輸送すること。その他の方法を用いる場合には、事前に東京都島嶼町村一部事務組合と協議すること。

(5) 処理フローシート(案)



(6) 施設配置

1) 対象施設

対象施設	概要
焼却施設棟	約 620 m ² プラットホーム 120 m ² 程度 (12m×10m) 炉室・機械室 400 m ² 程度 (20m×20m) 管理事務所 100 m ² 程度 (10m×10m)
ごみ計量機	積載台 2.2m×4.0m、10t 秤量×1 基
駐車場	一般車 3~4 台分程度
ストックヤード	灰等の貯留 255 m ² 程度 (17m×15m)
構内道路	搬入出車両等の通行
緑地	法面含む

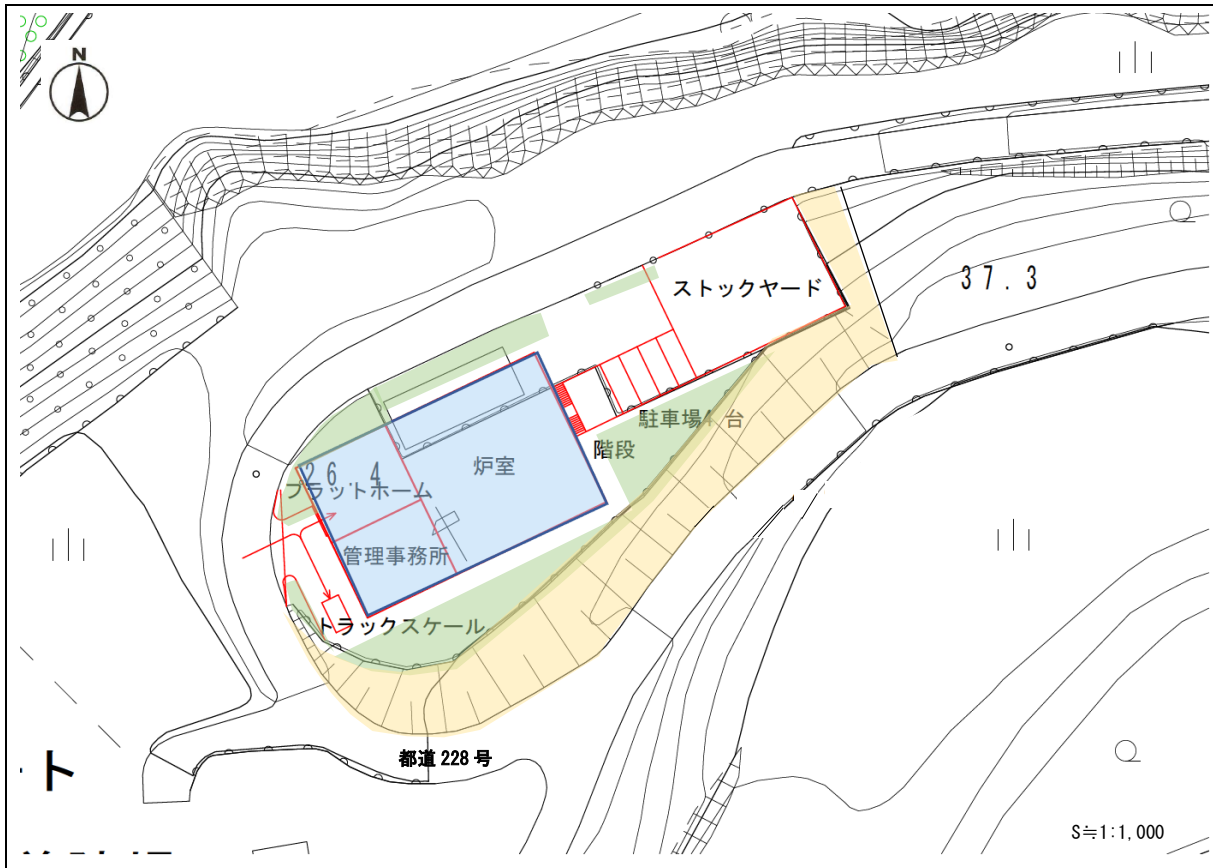
2) 計画条件

現地形を利用して、上段にごみ計量機やプラットホーム、管理事務所等を配置し、下段(段差約 3m)に焼却炉室、機械室、駐車場及びストックヤードを配置することを基本とする。現有する建物は解体撤去とする。

3) 動線計画

収集搬入車の動線は、入口門扉→ごみ計量機→プラットホームの流れを上段に確保する。ごみ投入→焼却→残灰・飛灰→貯留→搬出の流れを上段から下段に向けて確保する。

4) 配置計画 (案)



凡例) 焼却施設、緑地、法面

出典:「東京都縮尺 1/2,500 地形図 平成 23 年度版」

この地図 (ベース図) は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して完成したものである。(承認番号) 3 都市基交著第 170 号)

